

特別償却の付表（震一の三）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震一の三）は、法人が次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

(1) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の3第1項又は第25条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》

(2) 平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第17条の2の3第1項又は第25条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》

(3) 平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の2の2第1項又は第25条の2の2第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》

ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。

6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等（以下「避難解除区域等」といいます。）内又は平成25年改正前の福島復興再生特別措置法（以下「平成25年旧福島復興特措

法」といいます。）第4条第4号に規定する避難解除区域（以下「避難解除区域」といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。

7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。

9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。

(1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9)

(2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 …
(8)×(10)

10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第36条の規定により避難等指示（同法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます。）の対象となった区域内又は平成25年旧福島復興特措法第18条の規定により避難等指示（同法第4条第4号イからニまでに掲げる指示をいいます。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示」といいます。）の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。

(2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域等又は避難解除区域に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。

(3) 「特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日15」には、福島復興特措法第17条の

2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第6項の認定があった場合に、その年月日を記載します。

- (4) 「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日16」には、福島復興特措法第17条の7第1項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同法第17条の3において準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定（以下「変更の認定」といいます。）があった場合に、その年月日を記載します。

- (5) 「16の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分17」は、変更の認定により新たに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2の3に規定する認定特定復興再生拠点区域（以下「認定特定復興再生拠点区域」といいます。）に該当することとなる区

域については「該当」を、変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域については「非該当」を、変更の認定にかかわらず引き続き認定特定復興再生拠点区域に該当する区域については「その他」を、それぞれ○で囲みます。

- (6) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日18」には、福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合において、震災特例法第17条の2の3第1項（若しくは第25条の2の3第1項）又は平成29年旧震災特例法第17条の2の3第1項（若しくは第25条の2の3第1項）の規定の適用を受けようとするときには、その解除された年月日を記載します。
- (7) 「その他参考となる事項19」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。